

公示番号：19a00952

国名：エクアドル

担当部署：エクアドル事務所

案件名：貿易促進アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：貿易促進アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2022年2月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.90M/M、現地 7.83M/M、合計 8.73M/M
- (3) 業務日数：

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。国内作業期間の日数、現地業務期間の日数はJICAの想定であり、コンサルタントはそれぞれの合計日数を上限としつつ、各回の渡航日数として適切なものを提案ください。なお、現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

- ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 35日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 45日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 45日
- ・ 第4次 国内準備 6日、現地業務 43日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 43日
- ・ 第6次 国内準備・整理 3日、現地業務 24日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月17日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計 100 点)

類似業務	貿易促進に係る各種業務
対象国／類似地域	エクアドル／全途上国
語学の種類	英語またはスペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エクアドルの輸出構造は、原油と石油関連製品、バナナ、エビを中心とした魚類等の伝統的一次産品が7割を占め、長年にわたって変化していない。このような中、エクアドル政府は非伝統的産品（加工食品、アグロインダストリー、縫製、金属加工等）の輸出強化による産品の多様化を重要視しており、当国国家開発計画（2017-2021）「第二軸：社会に貢献する経済」においても非伝統的産品輸出額の引き上げを具体的目標として挙げている。しかしながら、当国統計によると非伝統産品の輸出額は2014年をピークに低迷している。このような中、エクアドル輸出のアジア（中国、日本を含む）の構成比は20%台で近年増加傾向にあり、市場拡大が著しいアジア市場への輸出拡大の入り口として、消費者の選好が厳しい日本市場への輸出拡大は大きな課題となっている。

このような状況下エクアドル政府は、非伝統的産品の輸出の増加や多様化、加えて日本向け市場の拡大を喫緊の課題としている。本案件は、カカオや非伝統的産品の日本市場に向けたエクアドル製品の輸出の拡大を、民間への情報提供機能の強化等、生産・貿易・投資・漁業省輸出促進・投資局（ProEcuador）の実施体制の強化を通じて目指すものであり、当国政策及び必要性和合致し優先度が高い案件として位置づけられる。

本件要請機関である ProEcuador はエクアドルの輸出・外資の国内直接投資の促進事業を管轄していたが、2018年の行政組織再編の結果、ProEcuador は生産・貿易・投資・漁業省に吸収され、同省の輸出促進・投資局が旧 Pro Ecuador 業務を担うこととなった。しかし、ProEcuador の名称は継続して使用されることとなった。輸出促進・投資局は輸出促進部と投資部から成り、輸出促進部には輸出促進課・輸出業者サ

ービス課・ビジネスインテリジェンス課の3つの課がある。2018年度の予算は約16百万USDで人員は50名である。

本業務は、ProEcuadorをカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、C/Pの市場情報の収集・分析能力・発信能力の強化及び輸出振興・企業支援サービスの改善を通じて、ProEcuadorの計画・実施能力を高め、わが国をはじめとする各国への輸出促進を図られることを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ProEcuadorをカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、2種の商品を選定し、その商品に関連する一連の業務、即ちC/Pの市場情報の収集・分析能力・発信能力の強化及び輸出振興・企業支援サービスの改善、関係機関との連携の向上の支援を通じて、ProEcuadorによるわが国をはじめとする各国への輸出促進に関する業務を実施する。本件業務に関する期待される成果及び活動内容は、次のとおり。

なお、プロポーザルにおいては、以下の点について留意して提案を行うこと。

- ① 想定している各活動の実施の時期について、活動毎に第1次～第6次のいずれとして示すが、より効果・効率的に実施するための時期、方法を提案すること。
- ② ProEcuadorの輸出促進能力を高めるにあたり、各成果・活動において特に重視すべき項目及びその理由を提案すること。
- ③ 日本への輸出振興に際し、活用することが適当と考える展示会・見本市のアイデア及びその理由を提案すること。

【期待される成果】

- 成果1. ProEcuadorの輸出促進業務に関する現状・課題が把握される。
- 成果2. ProEcuadorの市場・分析能力が強化される。
- 成果3. ProEcuadorの輸出業者に対する研修サービス機能が強化される。
- 成果4. ProEcuadorの輸出促進機能が強化される。
- 成果5. ProEcuadorと顧客企業・他関連機関との連携が向上する。

【活動内容】

(1) 成果1に関する活動：現状と課題の把握

- ① エクアドルの貿易・投資動向について既存資料を収集・分析する（第1次）
- ② エクアドルと他国との貿易協定等を把握する（第1次）
- ③ ProEcuadorの輸出促進に関連する機能（市場情報収集・分析・提供／顧客企業への研修サービス／国内外の見本市商談会促進等）概要を把握する（第1次）
- ④ ProEcuadorと国内外の諸機関との連携状況を把握する（第1次）
- ⑤ JETROとの比較におけるProEcuadorの課題を抽出する（第1次）
- ⑥ 域内類似機関であるチリ投資貿易公社（ProChile）およびペルー投資貿易公社（ProPeru）との比較におけるProEcuadorの課題を抽出する（両機関への訪問調査を想定）（第1次）
- ⑦ ProEcuadorの市場調査サービスにつき、情報源、対象、頻度、調査項目、顧客の反応、運営管理体制等を含む現状を確認し課題を抽出する（その1）（第1次）
- ⑧ ProEcuadorが企業向けに実施している研修・セミナー・訪問アドバイスにつき、ニーズ収集・確認、分野選定、頻度、顧客企業の評価、質、運営管理体制等を含む現状を確認し課題を抽出する（その1）（第1次）

- ⑨ ProEcuador が組織・参画している国内見本市・商談（6 件）、海外見本市・商談（40 件）、海外商談ミッション（10 件）について、参加企業数、商談率等を含む現状と課題を抽出する（注：件数は 2017 年）（第 1 次）
- ⑩ ProEcuador が推進している主要商品カテゴリーから 2 点（PA、PB と仮称）を、本件のパイロット商品候補として選定する。その際、商品カテゴリー（業界）、商談の種類、過年度の商談等における推移（成功率）、主たる市場等が分散するべく留意すること。また、うち 1 つは日本を主たる市場とするものを含むこと（第 1 次）
- ⑪ 上記（1）①～⑩の結果を ProEcuador の C/P と共有し合意を図る（第 1 次）

（2）成果 2 に関する活動：市場分析機能の向上

- ① ProEcuador の市場調査サービスにつき、情報源、対象、頻度、調査項目、顧客の反応、運営管理体制等を含む現状を確認し課題を抽出する（その 2）（第 2 次）
- ② ProEcuador 関係者と共同作業（ワークショップ等）により市場調査サービスに関する改善策を策定する（第 2 次）
- ③ ProEcuador 職員の市場調査（ProEcuador 職員が把握しておくべき概念・手法等／マーケットセグメンテーション、セグメント別需要予測等の基本的な市場調査の手法に加え、法制度、商慣習、関税等関連諸情報を含む）・貿易実務（ProEcuador 職員が把握しておくべき基本事項／貿易書類、輸送手配、通関手配、出荷納品管理等）に関する知識・ノウハウの水準を把握の上、ProEcuador として目標とする知識・ノウハウの水準を設定した上で、研修内容（案）を策定する（第 2 次）
- ④ ProEcuador 職員に対して市場調査・貿易実務研修の支援を行う（計 3 日間、参加者 20 名程度を想定）。ローカルコンサルタント等研修実施機関に関する情報収集、候補機関・者の選定支援、研修の運営・管理支援（仕様書作成含む）を行う。なお、契約は JICA エクアドル事務所が行う。（第 3 次）
- ⑤ （2）②で策定した改善策の取り組み状況を ProEcuador 職員との共同作業（ワークショップ等）にて確認し必要な修正を加える（第 3 次）
- ⑥ パイロット品目（PA）に関する市場調査について、ProEcuador 職員と共に実施して能力強化を図る（第 3 次）
- ⑦ パイロット品目（PB）に関する市場調査について、ProEcuador 職員と共に実施して能力強化を図る（第 5 次）
- ⑧ 市場分析機能向上に関する一連の活動を踏まえた成果と今後に向けた課題を取りまとめ、C/P と共有する（第 6 次）

（3）成果 3 に関する活動：研修サービス機能の向上

- ① ProEcuador が企業向けに実施している研修・セミナー・訪問アドバイスにつき、ニーズ収集・確認、分野選定、頻度、顧客企業の評価、質、運営管理体制等を含む現状を確認し課題を抽出する（その 2）（第 2 次）
- ② ProEcuador 関係者と共同作業（ワークショップ等）により研修サービスに関する改善策を策定する（第 2 次）
- ③ （3）②で策定した研修サービス機能向上に係る改善策の実施状況を ProEcuador 関係者と共同作業（ワークショップ等）により確認し、必要に応じて修正を図る（第 3 次）

- ④ PA の関連業界を対象としたセミナー／技術支援（両者のうちどちらか）の ProEcuador による実施を側面支援する（セミナーの場合は 1 回／1 日／100 名程度を想定。なお、セミナー開催経費は JICA 事務所が支出する（第 4 次）
- ⑤ PB の関連業界を対象としたセミナー／技術支援（両者のうちどちらか）について、ProEcuador による実施を側面支援する（セミナーの場合は 1 回／1 日／100 名程度を想定。なお、セミナー開催経費は JICA 事務所が支出する第 5 次）
- ⑥ 企業への研修等サービス機能向上に関する一連の活動を踏まえた成果と今後に向けた課題を取りまとめ、C/P と共有する（第 6 次）

（４）成果 4 に関する活動：輸出促進機能の向上

- ① ProEcuador 関係者と共同作業（ワークショップ等）により ProEcuador の促進機能（国内外の見本市・商談会、商談ミッション）に関する改善策を策定する（第 2 次）
- ② （４）①で策定した促進機能（国内外の見本市・商談会、商談ミッション）に関する改善策の進捗状況を、ProEcuador 関係者と共同作業（ワークショップ等）により確認し、必要な修正を加える（第 3 次）
- ③ PA について、ProEcuador が実施する見本市への参加に向けた出展手続き、出展者募集（5 社程度）、出典商品の選定、輸出手続き、展示会で活用する資料作成、渡航手続き、出展者向けのガイダンス等について、側面支援・助言する。なお、展示会参加のための旅費等の必要経費は、各参加企業が負担することとする（第 3 次）
- ④ ProEcuador 及び出展者とともにエクアドルでの展示会・見本市に参加し、出展者に対するサポートを行う。（第 3 次）
- ⑤ ProEcuador の展示会・見本市サポート体制の改善案を策定し、関連機関と共有する。（第 3 次）
- ⑥ ProEcuador とともに PA に関する次回展示会・見本市出展計画の立案を支援する。（第 3 次）
- ⑦ PB について、ProEcuador が実施する本邦見本市への参加に向けた出展手続き、出展者募集（5 社程度）、出典商品の選定、輸出手続き、展示会で活用する資料作成、渡航手続き、出展者向けのガイダンス等について、側面支援し、助言する。なお、展示会参加のための旅費等の必要経費は、各参加企業が負担することとする（第 4 次）
- ⑧ PB について、ProEcuador 及び出展者とともに本邦での展示会・見本市に参加し、出展者に対するサポートを行う。（第 4 次）
- ⑨ ProEcuador の展示会・見本市サポート体制の改善案を策定し、関連機関と共有する。（第 4 次）
- ⑩ ProEcuador とともに PB に関する次回本邦展示会・見本市出展計画を立案を支援する。（第 4 次）
- ⑪ ProEcuador の促進機能（国内外の見本市・商談会、商談ミッション）向上に関する一連の活動を踏まえた成果と今後に向けた課題を取りまとめ、C/P と共有する（第 6 次）

（５）成果 5 に関する活動：関連機関との連携向上

- ① PA について、関係者（生産者、物流企業、輸出企業、業界団体、AGROCALIDAD

- (植物防疫検査機構)等関連行政機関を想定)との共同作業(ワークショップ)を ProEcuador が主導し、各関係者が取り組むべき課題、ロードマップを策定・共有するのを側面支援する。尚、課題には、市場情報に関する事、企業に対する特定技術・ノウハウに関する事、見本市・商談に関する事を夫々一個特定すること(第2次)
- ② (5)①で策定したロードマップ(PA)の ProEcuador による進捗を側面支援する(第2次)
- ③ PBについて、関係者(生産者、物流企業、輸出企業、業界団体、AGROCALIDAD(植物防疫検査機構)等関連行政機関を想定)との共同作業(ワークショップ)を ProEcuador が主導し、各関係者が取り組むべき課題、ロードマップを策定・共有するのを側面支援する。尚、課題には、市場情報に関する事、企業に対する特定技術・ノウハウに関する事、見本市・商談に関する事を夫々一個特定すること(第3次)
- ④ ~~ProEcuador による~~、(5)③④で策定したロードマップ(PBPA)の進捗を側面支援する(第3次)
- ⑤ ProEcuador による、PAに関する関係者共同作業(ワークショップ)による進捗確認と課題・教訓の取りまとめを側面支援する(第4次)
- ⑥ ProEcuador による、PBに関する関係者共同作業(ワークショップ)による進捗確認と課題・教訓の取りまとめを側面支援する(第5次)
- ⑦ PA及びPBの推進に関する一連の活動の成果を取りまとめ、今後の課題を抽出し、関係者と共有する(第6次)

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、外国語の報告書は英文又は西文のいずれかとし、英語で従事する場合の報告書は英文、西語で従事する場合の報告書は西文とする。

(1) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文又は西文1部(JICA エクアドル事務所事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA 産業開発・公共政策部、エクアドル事務所へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び西文。提出部数は以下のとおり。

英文又は西文2部(JICA エクアドル事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA 産業開発・公共政策部、JICA エクアドル事務所へ各1部)

ただし、第6次現地業務結果報告書(和文)は8(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書(英文又は西文)には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ ProEcuador の今後のアクションに関する提言

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を作成し、2022年2月中旬までにJICA 産業開発・公共政策部、エクアドル事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成したアクションプランについては各次報告書に参考資料として添付して提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。主な記載項目は、以下のとおり。

- ・ 業務の具体的内容
- ・ 業務の達成状況
- ・ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ・ プロジェクト実施上での残された課題

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、①日本⇄ヒューストン⇄キトまたは②日本⇄アトランタ⇄キトを標準とします。

(2) 国内出張及び第三国出張に関する航空賃

国内線（グアヤキル⇄キト）、第3国（コロンビア、チリ、ペルー等）を想定していますが、これらに関する航空券は JICA エクアドル事務所で手配するため見積もりは不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第1次現地業務は2020年2月下旬から開始することとし、それ以降については「7. 業務の内容」をより効率的に実施できるよう提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は、「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、セマナサンタ休暇や年末年始休暇は避けるようにしてください。

② 現地での業務体制

本業務に関する現地業務従事者は、本コンサルタント及び JICA エクアドル事務所が必要に応じて別途備上するローカルコンサルタントです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

JICA エクアドル事務所にて手配

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA エクアドル事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ProEcuador 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）あり。

キ) 国内線（グアヤキル⇄キト）、第 3 国（コロンビア、チリ、ペルー等を想定）の出張に伴う便宜供与（フライト、宿泊、車両等）

(2) 類似業務

本件業務の遂行にあたり、開発途上国において行政組織の能力強化に係る業務経験を有することが、なお望ましい。当該類似業務経験を有している場合は、プロポーザルにて明記すること。

(3) 参考資料

①公開資料：下記の URL より閲覧できない場合は、資料を配布しますので、希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：貿易促進アドバイザー業務_公開資料の配布」

ア) エクアドル投資貿易公社 (ProEcuador)

<https://www.proecuador.gob.ec/>

イ) ProEcuador「輸出のためのルート」プログラム概要

<https://www.proecuador.gob.ec/ruta-del-exportador/>

ウ) ProEcuador が輸出業者に提供しているサービス

<https://www.proecuador.gob.ec/servicios-al-exportador/>

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：12月26日（木） 9:30 から（予定）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

（当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(5) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上